



隠岐の島駐在事務所からのお知らせ冬号



島根労働局公式キャラクター
じじろー

厚生労働省 島根労働局 松江労働基準監督署 隠岐の島駐在事務所

1 令和6年の監督指導実施結果～66.6%の事業場で法令違反～

令和6年に島根労働局管内の4労働基準監督署が実施した定期監督等監督指導結果を取りまとめました。監督指導を実施した1,607事業場のうち1,070事業場（違反率66.6%）で労働基準関係法令等の違反が認められました。

（違反率の高い業種：①接客娯楽業 ②清掃・と畜業 ③保健衛生業）

【主な違反内容】

○労働条件関係

- ・労働条件明示:213事業場（違反事業場数の19.9%）
- ・労働時間:162事業場（違反事業場数の15.1%）
- ・割増賃金:156事業場（違反事業場数の14.6%）
- ・年次有給休暇:166事業場（違反事業場数の15.5%）

詳しくは
こちらから



○職場の安全関係

- ・安全基準:254事業場（違反事業場数の23.7%）
- ・健康診断:94事業場（違反事業場数の8.8%）

【監督指導事例】

- 36協定を締結・届出することなく法令で定められた上限時間を超える違法な時間外・休日労働を行わせていた。
- 就業規則を変更しているのに、変更届を所轄の労働基準監督署長に届出ていなかった。
- 年次有給休暇が10日以上付与される労働者に対し、年5日以上の年次有給休暇を時季を指定して取得させていなかった。

2 改正労働安全衛生法等について

個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正が行われ、

令和8年1月1日より段階的に施行されます。

【主な改正の概要】

- ① 個人事業者等の安全衛生対策の推進
 - 労働者と同じ場所で働く個人事業者等に対し注文者等や個人事業者等が講すべき各種措置拡大
 - ② ストレスチェックについて、労働者数50人未満の事業場についても実施の義務化
 - ③ 化学物質による健康障害防止対策等の推進
 - 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反の罰則化
 - 作業環境測定士等による個人ばく露測定の実施
 - ⑤ 高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を努力義務化
 - ⑥ 職場における治療と仕事の両立を促進するために、必要な措置を講じることが努力義務化



詳しくは
こちらから



3 第2回化学物質管理強調月間を実施します～慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方～

「化学物質管理強調月間」は、職場における危険・有害な化学物質管理に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的として毎年2月に実施しています。

この機会に職場で取り扱う化学物質の自律的管理を進めていきましょう。

※ 労働安全衛生法令の改正により、化学物質管理対策を講すべき事業場は製造業のみならず、第三次産業を含めた**化学物質を使用する幅広い業種**に拡大しています。

詳しくは
こちらから



4 STOP！転倒しまね冬のゼロ災害キャンペーン実施中！

例年、12月から2月頃までの冬期間において、積雪・凍結に起因した転倒災害が多く発生します。冬期特有の転倒災害の減少を図るため、島根労働局では、

「STOP！転倒しまね冬のゼロ災害キャンペーン」を実施しています。

じじろーの冬の転倒防止5箇条に留意し、冬の転倒災害を防止しましょう！

【実施期間】令和7年12月16日～令和8年2月28日まで



詳しくは
こちらから



島根県最低賃金
1033円

詳しくは
こちら▶▶▶



確かめよう労働条件

詳しくはこちら▶▶▶



過去のお知らせは
こちら▶▶▶

